



神奈川県

KANAGAWA

参加無料

令和8年度第1回 中小企業労務管理セミナー

義務化されたカスハラ対策！

～企業と従業員を守る実務対応～

令和8年10月から、すべての企業において、カスタマーハラスメント(カスハラ)防止のために雇用管理上必要な措置を講じることが義務付けられます。

本セミナーでは、ハラスメントの専門家が、防止措置の内容について詳しく解説すると共に、関連する裁判例等の解説も交え、BtoC(企業対個人)だけでなくBtoB(企業対企業)でも起こりうるカスハラに対して、企業が取るべき具体的な対応策についてわかりやすくお伝えします。

講師 滝原 啓允 大東文化大学法学部 准教授

早稲田大学法学部卒業、博士(法学、中央大学)。中央大学法学部助教、独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員(国のハラスメント法政策にも関与)を経て、現職。主な著書に『欧米のハラスメント法制度』『労働法(第3版)―NEXT教科書シリーズ』がある。



日時

令和8年9月30日(水)14時～16時

定員

50名 ※事前申込制(先着順)

参加費

無料

申込方法

ホームページから
※右の二次元コードを読み取ってご応募ください

申込はこちら



かながわ労働センター川崎支所のご案内

検索

会場案内

てくのかわさき 2階 てくのホール

【住所】川崎市高津区溝口1-6-10

【アクセス】JR 武蔵溝ノ口駅・東急溝ノ口駅から徒歩5分

問合せ先

神奈川県かながわ労働センター川崎支所
電話: 044-833-3141



- 主催: 神奈川県かながわ労働センター川崎支所
- 共催: 公益財団法人神奈川県労働福祉協会
- 後援: 川崎市、川崎商工会議所

※天候の状況等によりセミナーを中止又は日程等を変更する場合があります。 ※お申込みで頂いた個人情報は、今回のセミナーに関してのみ使用します。